

7 消安第 3600 号
令和7年9月19日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

カフェンストロール

7 消安第 3601 号
令和 7 年 9 月 19 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ジチアノン

7 消安第 3602 号
令和 7 年 9 月 19 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

テブフェンピラド

7 消安第 3603 号
令和 7 年 9 月 19 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

フルチアセツトメチル

7 消 安 第 3604 号
令和 7 年 9 月 19 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ヘキサコナゾール

7 消安第 3605 号
令和 7 年 9 月 19 日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

2, 4-D（2, 4-D イソプロピルアミン塩（別名 2, 4-PA イソプロピルアミン塩）及び 2, 4-D ジメチルアミン（別名 2, 4-PA ジメチルアミン））